

市町村要保護児童対策地域協議会における
ヤングケアラーへの対応に関する調査

報 告 書

令和4年1月

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

《目 次》

I	調査の概要	1
II	調査集計結果	2
III	要保護児童対策地域業議会における対応事例	14
IV	ヤングケアラーセミナー (令和3年度岩手県子ども虐待防止フォーラム)	17
V	考察(課題と今後の支援の方向性)	22

資料編

I 調査の概要

1 調査の目的

平成30年から毎年、厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業においてヤングケアラーに関する調査研究が実施されてきたが、都道府県別の結果が公表されておらず、県内の状況について把握することができなかつたことから、今後、本県におけるヤングケアラーの実態把握や支援策の検討を進めるため、各市町村要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応状況を把握するもの。

2 調査方法

調査票による郵送調査

(1) 令和2年度実績（本県調査）

厚生労働省が令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが受託。以下、「令和2年度国調査」という。）において実施されたアンケート調査をベースとして調査票を作成し、各市町村に回答を求めたもの。

(2) 令和元年度実績（国調査研究）

令和2年度国調査において、各市町村が回答した調査票の写しの提供を求め、本県分の集計を実施したもの。

3 回答状況

(1) 令和2年度実績

対象市町村 33市町村
回答市町村 33市町村（回収率100%）

(2) 令和元年度実績

対象市町村 33市町村
回答提供市町村 15市町村（回収率45.5%）

4 実施状況

- ・調査企画 令和3年5月
- ・調査実施 6月～7月（最終回答10月）
- ・調査集計 11月
- ・事例追加調査 12月
- ・分析・報告書作成 令和4年1月

II 調査集計結果

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和2年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは34件であった。13市町村において確認され、1市町村あたりの把握数は1～9名と幅がみられた。

区 分		令和2年度	令和元年度 (参考)
回答市町村数		33市町村	15市町村
要保護児童	登録ケース数	1,593件	978件
	ヤングケアラー数	29件	5件
要支援児童	登録ケース数	1,017件	359件
	ヤングケアラー数	3件	2件
特定妊婦	登録ケース数	309件	80件
	ヤングケアラー数	2件	0件
合 計	登録ケース数	2,919件	1,417件
	ヤングケアラー数	34件	7件

2 要保護児童対策地域協議会担当者のヤングケアラー概念の認識

ほとんどの市町村でヤングケアラーの概念を認識している。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 認識している	30 (90.9%)	12 (80.8%)
2. 昨年までは認識していなかったが、認識するようになった	2 (6.1%)	0 (0.0%)
3. 認識していない	1 (3.0%)	3 (20.0%)
合 計	33 (100.0%)	15 (100.0%)

●「要保護児童」(児童福祉法第6条の3第8項)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などで養育者が不在となる児童、虐待を受けている児童、非行等により保護者による養育が困難な児童などが含まれる。

●「要支援児童」(児童福祉法第6条の3第5項)

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童は含まない)。具体的には、親の育児不安や養育知識の不足、地域からの孤立や不適切な養育環境に置かれている児童などが含まれる。

●「特定妊婦」(児童福祉法第6条の3第5項)

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。具体的には生活困窮や家族不和、病気や障がいにより産後の養育困難が予想されるなど、妊娠中から社会的なリスクがあるもの。妊娠届の遅れや未届、妊婦健診の未受診といった場合も含まれる。

3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の状況

2で「1. 認識している」「2. 昨年までは認識していなかったが認識するようになった」と回答した市町村 (n=32)

9市町村が実態を把握しているとした一方、半数を超える市町村が「該当する子どもがいない」と回答している。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 把握している	9 (28.1%)	3 (25.0%)
2. ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない	4 (12.5%)	2 (16.7%)
3. 該当する子どもがいない	19 (59.4%)	7 (58.3%)
合 計	32 (100.0%)	12 (100.0%)

4 ヤングケアラーと思われる子どもの把握方法【複数回答】

3で「1. 把握している」と回答した市町村 (n=9)

関係機関からの報告により把握しているのが6市町村、特定のツールはないができるだけヤングケアラーの視点を持った対応をしている市町村が5市町村（重複あり）となっている。チェックリストを管内関係機関に配布し、実態把握や早期発見を実施した市町村も1市町村確認された。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている	1 (11.1%)	0 (0.0%)
2. 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している	5 (55.6%)	1 (33.3%)
3. 関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に「ヤングケアラー」として対応している	6 (66.7%)	2 (66.7%)
回答対象市町村数	9 (—)	3 (—)

5 ヤングケアラーの実態を把握していない理由【複数回答】

3で「2. ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答した市町村（n=4）

ヤングケアラーと思われる子どもはいるものの実態把握していない理由として、家族内のことで表に出にくいこと、当事者がヤングケアラーの自覚がないこと、緊急度が高くないために支援が後回しになる（重複あり）といった回答が多かった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	1 (11.1%)	1 (50.0%)
2. 既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つけにくい	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3. 虐待などに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	2 (50.0%)	0 (0.0%)
4. 学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5. 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している	1 (25.0%)	1 (50.0%)
6. 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい	4 (100.0%)	2 (100.0%)
7. ケアマネやCW、学校の先生などに「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	0 (0.0%)	0 (0.0%)
8. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	3 (75.0%)	1 (50.0%)
9. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
回答対象市町村数	4 (-)	2 (-)

6 要保護児童対策地域協議会における要保護、要支援児童に対する対応

(1) 対応方針の検討の場【複数回答】

「要保護・要支援児童」については、個別ケース検討会議で検討しているのが22市町村、実務者会議で検討しているのが16市町村（重複あり）となっている。その他としては、要対協とは別に、係内の受理会議や定例ケース会議等で検討しているものがあつた。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 実務者会議	16 (48.5%)	8 (53.3%)
2. 個別ケース検討会議	22 (66.7%)	11 (73.3%)
3. その他	7 (21.2%)	2 (13.3%)

(2)対応の進捗管理の場【複数回答】

「要保護・要支援児童」への対応の進捗管理は、実務者会議が25市町村と最も多く、個別ケース検討会議が13市町村となっている。その他としては、係内の定例ケース会議等で実施しているものがあった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 実務者会議	25 (75.8%)	14 (93.3%)
2. 個別ケース検討会議	13 (39.4%)	5 (33.3%)
3. その他	6 (18.2%)	2 (13.3%)

7 要保護児童対策地域協議会における、ヤングケアラーと思われる児童への対応

(1) ヤングケアラーへの対応方針の検討

「要保護・要支援児童」の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その対応を検討する場合は、通常的要保護・要支援児童と同じ対応が27市町村と最も多かった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 他の要保護児童等と同じ	27 (71.8%)	13 (86.7%)
2. 他の要保護児童等とは別	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4. 特に決まっていない	6 (18.2%)	2 (13.3%)

(2) ヤングケアラー本人に対する意向把握

「要保護・要支援児童」の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その子どもの意向把握については、他の要保護・要支援児童と同じ対応が23市町村と最も多かった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 他の要保護児童等と同じ	23 (69.7%)	14 (86.7%)
2. 他の要保護児童等とは別	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3. その他	1 (3.0%)	0 (0.0%)
4. 特に決まっていない	9 (27.3%)	2 (13.3%)

(3) 学校と連携していること

「要保護・要支援児童」の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、定期的な学校訪問などの取組を行っている市町村は8市町村にとどまった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. ある	8 (24.2%)	3 (20.0%)
2. 特にない	24 (72.7%)	12 (80.0%)
3. その他	1 (3.0%)	1 (0.0%)

(4) 医療機関と連携していること

「要保護・要支援児童」の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、医療相談室との情報共有や定期的な状況確認を行っている市町村は、2市町村であった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. ある	2 (6.1%)	0 (0.0%)
2. 特にない	31 (93.6%)	15 (100.0%)
3. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(5) 通訳など、日本語ができない保護者への支援において工夫していること

今回の調査において、保護者が外国籍等であるは確認されなかった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. ある	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2. 特にない	33 (100.0%)	15 (100.0%)
3. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)

8 ヤングケアラーに関する取組について【複数回答】

ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、各市町村におけるヤングケアラーに関する取組を行っているか聞いたところ、特にしていないところが27市町村と最も多かった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 広報誌やパンフレット等による啓発	1 (3.0%)	0 (0.0%)
2. 一般市民向け講演会	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3. 教育委員会等での実態把握	4 (12.1%)	2 (13.3%)
4. 関係機関との連携強化	5 (15.2%)	1 (6.7%)
5. 関係機関等との勉強会・研修の実施	2 (6.1%)	0 (0.0%)
6. ヤングケアラーへの相談支援の実施	3 (9.1%)	0 (0.0%)
7. ヤングケアラー同士の交流の場の提供	0 (0.0%)	0 (0.0%)
8. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
9. 特にしていない	27 (81.8%)	13 (86.7%)

◎ヤングケアラーに対する取組の具体的内容

回 答	取組の例（令和2年度）
1. 広報誌やパンフレット等による啓発	庁内及び関係機関でのポスター等掲示等
3. 教育委員会等での実態把握	アセスメントシートを用いた実態把握
4. 関係機関との連携強化	要対協での話題提供 ケアマネへの情報提供
5. 関係機関等との勉強会・研修の実施	民生児童委員研修
6. ヤングケアラーへの相談支援の実施	個別の相談対応

9 ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題【複数回答】

要対協において対応している要保護・要支援児童等がヤングケアラーである可能性を早期に確認する上で、課題に感じることにについて聞いたところ、「5 ヤングケアラーの実態を把握していない理由」への回答と同様に、家庭内のことで表に出にくいことや当事者の自覚のなさを挙げる市町村が多かった。一般的な家族へのお世話のレベルなのか、ヤングケアラーへ位置付ける必要があるのか判断が難しいというその他の意見もあった。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	9 (27.3%)	5 (33.3%)
2. 既存のアセスメントでは学校の様子の踏み込んだ把握できない	1 (3.0%)	0 (0.0%)
3. 既存のアセスメントでは日常生活の踏み込んだ確認ができない	2 (6.1%)	1 (6.7%)
4. 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している	7 (21.2%)	2 (13.3%)
5. 虐待などに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	9 (27.3%)	3 (20.0%)
6. 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい	22 (66.7%)	11 (73.3%)
7. ケアマネやCW、学校の先生などに「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	4 (12.1%)	2 (13.3%)
8. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	21 (63.6%)	8 (53.3%)
9. その他	1 (3.0%)	0 (0.0%)

10 ヤングケアラー支援における課題【複数回答】

要対協においてヤングケアラーと思われる子どもに対して支援する際に課題として考えられることについて聞いたところ、家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーであるとの認識がないことを挙げた市町村が最も多かった。その他としては、外国籍の保護者への対応や、ひとり親家庭における親族支援の乏しさが挙げられた。

回 答	令和2年度	令和元年度 (参考)
1. 子ども自身がやりがいを感じるなど、自身の状況を問題として認識していない。支援を求めない	14 (42.4%)	8 (53.3%)
2. 家族や周囲の大人に、子どもがヤングケアラーであるとの認識がない	30 (90.9%)	12 (80.9%)
3. 保護者が支援に同意しない	10 (30.3%)	4 (26.7%)
4. 要対協関係機関・団体においてヤングケアラーに関する知識が不足している	7 (21.2%)	2 (13.3%)
5. 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分	3 (9.1%)	0 (0.0%)
6. 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材がいない	9 (27.3%)	2 (13.3%)
7. 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは利用できるサービスがなく、具体的な支援方策が検討しにくい	13 (39.4%)	4 (26.7%)
8. その他	2 (6.1%)	0 (0.0%)

11 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として関係機関に期待すること（主なもの）

（１）学校に対して期待すること

- ・ 学校は、子どもが多く時間を過ごす場であることから、学校に来ない、遅れてくる、服装の乱れ、食生活の状況、保護者からの提出物状況など、些細でも気になる場面があった際には、その理由について検証し、学校だけで抱え込まずに児童にかかる情報を速やかに要対協調整担当に情報提供いただきたい。
- ・ 児童、担任、養護教諭及びスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、気軽に相談できる体制の確立と周知をしてほしい。
- ・ 教職員が「ヤングケアラー」についての認識を深めること。
- ・ 子どもに対して「自分の人生」は自分で決めていくことを伝えてほしい。
- ・ 子どもにケアをさせることは虐待にあたる可能性があることを伝えてほしい。
- ・ 保護者のできる事できない事を理解したうえで、指導するだけでなく、保護者の良いところを見つけてアドバイスにつなげてほしい。

（２）ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること

①保育所・幼稚園等

- ・ 家族に寄り添いながら、困っていることや悩んでいることなどに共感し、一緒に考えていくという支援者というスタンスでいてほしい。
- ・ 保育園や幼稚園は、児童の保護者に接する場面が多いことから、日ごろから、ヤングケアラーの概念を念頭に置き、子どもの何気ないひとことや日々の状況で違和感や気になる場面があった際に、速やかに要対協調整担当に情報提供いただきたい。
- ・ 子どもにケアをさせることは虐待にあたる可能性があることを伝えてほしい。
- ・ 保護者のできていることなど、いい面を伸ばしながら指導につなげてほしい。

②保健センター

- ・ ヤングケアラーかもしれないと把握した場合に、児童福祉担当課にも情報提供してほしい。
- ・ 必要なサービスにつなげられるように関係機関と連携し、家族等にも提案してほしい。
- ・ 特に、精神疾患の家族を持つ家庭について少しでも気になる事象がある場合は速やかに要対協調整担当に情報提供いただきたい。
- ・ 子どもにケアをさせることは虐待にあたる可能性があることを伝えてほしい。
- ・ 家族だからといって“協力”を正当化させず、子どもとして本来あるべき姿なのかという視点で見つけ出してほしい。
- ・ 健診等の際に、対象児童だけでなく兄弟、家族の様子を聞き、心配な様子があれば情報提供をしてほしい。
- ・ 児童福祉担当課との同席面接や、子どもへの影響を考慮した支援の検討をお願いしたい。

③ケアマネジャー

- ・ 必要なサービスにつなげられるように関係機関と連携し、家族等にも提案してほしい。
- ・ ヤングケアラーの概念を知り、家族構成などから、児童がヤングケアラーかもしれない視点を持ち、把握した場合に、児童福祉担当課にも情報提供してほしい。
- ・ 子どもにケアをさせることは虐待にあたる可能性があることを伝えてほしい。
- ・ 要介護者のいる世帯の実態把握（世帯構成、子どもが介護に携わっているか）、ヤングケアラーの把握。
- ・ 必要なサービスの見立てと導入。
- ・ 訪問時に、子どもへの声掛けやサポートをすること。
- ・ 家族との面談等、必要時には地域包括支援センター担当職員に同席してもらいたい。
- ・ 他機関の支援状況について情報共有、及び支援計画・サービス利用状況の共有を行い、支援の方向を共有すること。

④医療機関

- ・ ヤングケアラーかもしれないと把握した場合に、児童福祉担当課にも情報提供してほしい。
- ・ 疾患等の予後予測や今後考えられるリスク等を情報提供してほしい。
- ・ 担当医からのサービス利用等の提案や家庭へのアドバイス。
- ・ 精神疾患の家族を持つ家庭に関し、少しでも気になる事象がある場合は速やかに要対協調整担当に情報提供いただきたい。
- ・ 子どもにケアをさせることは虐待にあたる可能性があることを伝えてほしい。
- ・ 退院後の生活、支援者がどうなるのかよく考えてほしい。
- ・ 当事者のみならず家庭環境にも着目し、気になることがあれば情報提供をしてほしい。
- ・ 他機関の支援状況について情報共有、及び医療からの助言・指導についての共有を行い、支援の方向を共有すること。
- ・ 支援者会議等を行う際に積極的な参加をお願いしたい。

12 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として次年度の取組み【複数回答】

今後の取組について、まだ予定がないところが22市町村と最も多くなっている。

回 答	令和3年度 見込	具体例
1. 広報誌やパンフレット等による啓発	4 (12.1%)	広報への掲載
2. 一般市民向け講演会	0 (0.0%)	
3. 教育委員会等での実態把握	1 (3.0%)	
4. 関係機関との連携強化	5 (15.2%)	重層的支援体制構築に向けた庁内での話し合い
5. 関係機関等との勉強会・研修の実施	2 (6.1%)	
6. ヤングケアラーへの相談支援の実施	3 (9.1%)	LINE 相談
7. ヤングケアラー同士の交流の場の提供	0 (0.0%)	
8. その他	2 (6.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントシートの活用 ・ 実態把握・調査の実施検討
9. 特に予定していない	22 (66.7%)	

13 ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート※の使用の有無

アセスメントシートの活用状況は、3市町村にとどまっている。

回 答	令和2年度
1. そのまま使用	3 (9.1%)
2. アレンジして使用	0 (0.0%)
3. 使用していない	30 (90.9%)

※ 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン (案)」令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」令和2年3月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング

Ⅲ 要保護児童対策地域協議会における対応事例

令和2年度中に市町村要保護児童対策地域協議会において支援を受けていた34人のヤングケアラーについて、各市町村から具体的な状況を確認した。

(1) 要保護ケースの主訴 (n=29)

要保護児童対策地域協議会で把握された34名のヤングケアラーについて、29名が「要保護児童」として関わりがあり、そのうちネグレクトケースが18件(62.1%)と最も多くなっている。また、児童虐待以外にも、養育者の死亡による支援(養護その他)や障がいを持つきょうだいへの支援がなされていた家庭においてもヤングケアラーが確認されている。

種別	令和2年度
身体的虐待	2 (6.9%)
ネグレクト	18 (62.1%)
心理的虐待	3 (10.3%)
性的虐待	0 (0.0%)
障がい	2 (6.9%)
養護その他	1 (3.4%)
身体的虐待 + 心理的虐待	1 (3.4%)
心理的虐待 + ネグレクト	2 (6.9%)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの性別 (n=34)

女性の割合が高くなっている。

性別	令和2年度
男性	14 (41.2%)
女性	20 (58.8%)

(人)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの学年 (n=34)

小学6年、中学2・3年がそれぞれ5人と多くなっているが、多子世帯ではきょうだい内で年長に当たる小学校低学年が低年齢児のお世話をしている場合もあり、小学1年生から高校生に至るまで幅広い年代にわたって存在している。

小1	小2	小3	小4	小5	小6	
1 (2.9%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)	
中1	中2	中3	高1	高2	高3	その他
3 (8.8%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)

(人)

(3) ケアの対象者 (n=34 重複回答)

幼いきょうだいが23件(67.6%)と最も多く、次に親が15件(44.1%)となっている。また、親ときょうだいの双方をケアしている場合が8件(23.5%)あり、家族ケアの中心を担わされている状況がうかがわれた。

親	幼いきょうだい	きょうだい	祖父母	左記の複合
15 (44.1%)	23 (67.6%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)	8 (23.5%)

(4) ヤングケアラーが行っているケアの内容 (n=34 重複回答)

行っているケアの内容は、家事が31件(91.2%)となっている。家事とお手伝い・介助の双方を担っている場合が15件(44.1%)あり、ケアが家庭生活全般に及んでいる状況となっている。

家事	お手伝い・介助	左記の複合
31 (91.2%)	18 (52.9%)	15 (44.1%)

(5) ヤングケアラーの状況と支援の内容

生活リズムの乱れや学校生活への支障、心身の不調がみられる一方で、ケアにやりがいを感じていたり、一見すると問題がうかがわれない場合もあった。支援については、学校による見守りのほか、市町村や児童相談所の関与、医療機関への通院などが中心となっており、ヤングケアラーであることに焦点を当てた直接的な支援は少ない状況である。

きょうだいケースや類似したものを本旨を変えない範囲でまとめています。

事例 No.	ヤングケアラーの状況	支援の状況
1	<ul style="list-style-type: none"> 寝るのが遅くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村児童福祉担当課による本児と面接 学校による見守り
2	<ul style="list-style-type: none"> 欠席が多い。 昼過ぎの登校。 自傷行為がある。摂食障害があり、精神科通院中。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーへの対応助言 本児との面談実施 学校との情報共有
3	<ul style="list-style-type: none"> 修学状況に問題はないが、時々遅刻がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との情報共有
4	<ul style="list-style-type: none"> 自宅での食事が十分でない。 不衛生な状態(衣服から異臭)。 集中力低下、成績が落ち始めている。 宿題をしてこない。登校時間の遅れ。 不規則な生活。 虫歯があるが治療できていない。 集金が滞っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービスによる家事負担軽減。 緊急時の連絡方法、連絡先について情報提供 関係機関と情報共有、定期的な訪問

5	<ul style="list-style-type: none"> 母が過干渉のため、自分の意思がなかなか表示できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校による見守り・声かけ
6	<ul style="list-style-type: none"> もともと責任感の強い子であり、自分の感情を抑えて生活しており、かなりのストレスを抱えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と情報共有等で連携しながら必要時には面談等を行い本児のメンタルケアを図っている
7	<ul style="list-style-type: none"> 精神不安を訴え倒れることがあった。 近隣住民及び大人への強い不信感がある。 祖母が突然亡くなり、きょうだいの世話をしなければならぬ状況が悪化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校による見守り
8	<ul style="list-style-type: none"> 学校には休まず登校している。 学力不振。 宿題を深夜から行うため睡眠不足で授業中も寝てしまう。 家事や家族の介護が苦痛と話した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校による見守り スクールカウンセラーによる面接 児童相談所の一時保護をきっかけに精神科を受診している 福祉サービス（生活援助）の利用による家事負担軽減
9	<ul style="list-style-type: none"> 家事が疲れたと訴えたことがある。 学校には休まず登校している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校による見守り スクールカウンセラーによる面接
10	<ul style="list-style-type: none"> 学校には休まず登校している。 学力不振。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの生活援助の利用による家事負担軽減 学校による見守りや生活指導
11	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいあり。 児童が登校時間に合わせて朝食を準備し休まず登校している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校による見守り
12	<ul style="list-style-type: none"> 家事の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 親族による支援 市町村児童福祉担当課が児童等の面談を行い、生活状況について確認
13	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の労働力となっている。 家事にやりがいを感じている。 身体障がいのあるきょうだいの世話に使命感を持っている。 宿題をする時間がないと思われる。 公共料金、家賃の滞納。 	<ul style="list-style-type: none"> きょうだいを施設入所へ繋いだ 市町村児童福祉担当課が児童等の面談を行い生活状況について確認 医療機関（小児科）において、臨床心理士による面談を継続
14	<ul style="list-style-type: none"> 心身両面での不調が続いていたが、定期受診を行うことで改善傾向にある。 学校は登校できている。 学校集金等の滞納なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関（精神科）による月1回のカウンセリング 養護教諭及びスクールカウンセラーによる面談
15	<ul style="list-style-type: none"> 身だしなみが整っていないことが多い。 全体的な学習の遅れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村児童福祉担当課による家庭訪問 きょうだいのショートステイ利用を紹介
16	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮状態である。 中学校から不登校。経済的なこともあり高校を受験しなかった。 週2回アルバイトを始めたが、それ以外はゲームなどでほぼ昼夜逆転の生活。 徐々にアルバイトの回数も増え、車の免許取得に向けて頑張っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳到達による児童分野の対応終期に備え、就労支援等の自立に向けた支援について関係機関と協議
17	<ul style="list-style-type: none"> 学校と家の往復しか許されず、帰宅するとききょうだいのお世話をさせられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校での見守り
18	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の状況によって欠席する。 学校集金の滞納あり。 クラスでのトラブルあり。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーによる面接 児相や市町村との面談

19	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい診断あり、特別支援学級在籍。 母親の状況によって子ども不安定に。 学童利用料を児童手当から徴収。 きょうだい生まれ、家事や育児負担がこれまで以上に増えるのではないかと心配。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所による面接 担任との信頼関係が構築されている
20	<ul style="list-style-type: none"> 家にいると落ち着いて勉強できない。 自分が登校するときょうだいが学校、保育所を欠席する。 母と祖母（父の母）が不仲であり、どちらの味方をすべきか父母の機嫌をみて気を遣うことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校での面談・見守り 学習面でのサポート
21	<ul style="list-style-type: none"> 家事のため疲労感の訴えあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、学校、医療機関、児童福祉担当課などの関係機関のかかわり

(6) ケアを必要とする家族への支援の状況

要対協で管理しているケースということもあり、家族の支援をしている関係機関と市町村児童福祉担当課との連携がなされているところが多いが、家族との接触機会がなく、ヤングケアラーと思われる子どもの状況把握に留まっているケースもあった。

きょうだいケースや類似したものを本旨を変えない範囲でまとめています。

要ケア家族への支援の内容
<ul style="list-style-type: none"> 市町村児童福祉担当課による家庭訪問 児童相談所が定期的に面談 母へ虐待指導として関与している フードバンク、社会福祉協議会による物資の支援 くらしサポート等の支援の提供 子ども食堂の利用をしている 保育所の定期訪問によるきょうだいの状況把握 保育所への入所・相談及び生活全般の相談対応（主に母に対しての支援） 学校による見守り 各学校からそれぞれのきょうだいの近況を伺う 学童保育、障害福祉サービス（放課後デイ）の利用の利用 学習支援事業の利用 療育支援事業 家庭支援ヘルパー派遣 相談支援事業所、訪問介護員、民生委員との情報共有 施設入所により家族の負担を軽減 障がい相談支援事業所による定期的な相談支援、福祉サービスの利用支援 生活保護担当、母子保健担当、児童担当課の定期的な訪問と助言指導 精神科病院への入院、定期通院 地域包括センター（介護保険を中心とした母親支援）や社会福祉協議会（貧困支援など）による支援継続。 訪問介護の利用 親族による家計管理、介助等の支援 母の勤務先での様子等の現状調査 家庭との接触はない

IV ヤングケアラーセミナー（令和3年度岩手県子ども虐待防止フォーラム）

1 目的

本フォーラムは、家庭や地域における子どもの安心・安全な育成環境を確保し、虐待の発生を予防する取組を推進するため、県民の児童虐待防止に係る機運醸成を図り、児童虐待の根絶及び子どもの健全な育成に寄与することを目的として開催しているが、今年度は、ここ数年、社会問題として関心が高まっている「ヤングケアラー」とテーマとし、その実態や支援のあり方について理解を深めることを目的として開催する。

2 主催

岩手県

3 日時

1回目：令和3年12月27日（月） 13時30分から15時30分まで

2回目：令和4年1月6日（木） 13時30分から15時30分まで

※ 2回とも同じ内容

4 開催方法

オンライン（Zoom ミーティング）による映像配信

5 参加対象者

県民、市町村・県広域振興局・児童相談所等の行政職員、児童福祉施設・保育所、介護・障がい児者サービス等の職員、学校・幼稚園等の教職員、警察・司法関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員、里親等

1回目 123名 2回目 173名 **計 296名**

6 日程

13:30	開 会
	1 講演 「ヤングケアラーについて理解しよう」 ～その実態と求められる支援～
	講師 立正大学社会福祉学部 教授 日本ケアラー連盟 理事 森田 久美子 氏
	2 体験発表 講師 元ヤングケアラーから
15:30	閉 会

7 アンケート結果【有効回答数 188 件】

(1) 受講者の性別

性別	人数	割合
男性	41	21.8%
女性	147	78.2%
合計	188	100.0%

(2) 受講者の年代

年代	人数	割合
10代	0	0.0%
20代	31	16.5%
30代	31	16.5%
40代	35	18.6%
50代	40	21.3%
60代以上	49	26.1%
未回答等	2	1.1%
合計	188	100.0%

(3) 受講者の所属

種別	人数	割合
保育所・幼稚園	1	0.5%
学校	22	11.7%
行政機関	95	50.5%
警察	0	0.0%
司法機関	0	0.0%
民生委員児童委員・ 主任児童委員	39	20.7%
民間団体	5	2.7%
里親	0	0.0%
児童福祉施設	14	7.4%
医療機関	7	3.7%
未回答等	1	0.5%
一般	4	2.1%
合計	188	100.0%

(4) 講演への感想等

① 感想等

回答	人数	割合
非常に参考となった	70	37.2%
参考になった	112	59.6%
参考にならなかった	0	0.0%
わからない	1	0.5%
未回答	5	2.7%
合計	188	100.0%

② 自由記述

主なものの抜粋。本旨を変えない範囲で改変しています。

- ・ 学校現場では様々な調査や面談を通して、家族の状況等を把握しているつもりだったが、まだまだ見えていない実態があることに気づかされた。教員自身がそのような視点で対話をすることで、気づきや支援につながると思われるので、本日の学びを積極的に発信したい。
- ・ ヤングケアラーの定義を”厳密”にしていくと「若者ケアラー」への対応が後手になってしまうのではないかと危惧する。
- ・ 親や本人にヤングケアラーの自覚がないことが、問題をさらに見えにくく、深刻化させるものだと感じた。子ども時代に家族のケアに時間を費やすことは、大人の顔色を伺って行動するようになってしまったら、本人の自己表現を妨げる等、子どもに様々な影響を与えることから、早期的な介入が必要だと感じた。一方で、ヤングケアラーに特化した法はまだ存在しないため、児童相談所等の児童支援機関による関りが重要になってくると感じた。
- ・ ヤングケアラーを発見するのがいかに難しいかということがよく分かった。だからこそ、発見できたケアラーに対しては、機会を逃さずに支援していきたいと感じた。
- ・ 昭和の時代の「家族が担うことは当たり前」という考えが頭のどこかに残っている人が、まだいるように思うので、多くの人に啓発していく必要があると思う。
- ・ 児童虐待との違いについて理解できた。これまで、虐待ではないか?と思うケースも、ヤングケアラーの可能性もあると思った。とても参考になった。
- ・ 虐待対応とは異なり、問題となっているヤングケアラーであるという状況を取り除くのではなく、子どもの思いや希望を把握し、アセスメントして支援につなげていくことが大切だということが参考になった。
- ・ お手伝いの範囲のものなのか、ヤングケアラーなのか判断が難しいと感じた。一見すると「家族想いの子」で見過ごされてしまう怖さがあるが、子どもの気持ち、家庭の状況を把握してうえでサポートしていく必要があると思う。
- ・ ケアを必要としている人が増えたり、ケアラーと要介護者の多様化していたりと、様々な社会的変化についても目を向けていかなければならないのだと改めて感じた。各機関との繋がりを大事にし、学校でできる事を改めて考えたいと思った。
- ・ 家事や介護だけでなく、通訳や感情面の支援など、ケアの内容の多様さを知ることができた。ヤングケアラーの存在は見えにくいということを改めて感じた。
- ・ ヤングケアラーという言葉は初めて聞いた。内容を知ることによってこのようなことで困っている子どもが沢山いることに気づいた。このような視点で子どもと関わることで少しでも困っている子に気づくことができると思った。

(5) 体験発表への感想等

① 感想等

回答	人数	割合
非常に参考となった	113	60.1%
参考になった	69	36.7%
参考にならなかった	1	0.5%
わからない	1	0.5%
未回答	4	2.1%
合計	188	100.0%

② 自由記述

主なものの抜粋。本旨を変えない範囲で改変しています。

- ・ ヤングケアラーとしての役割を終えても、あの時このような対応をしてよかったのかなどと考えてしまうということで、継続的な支援が大切だと改めて感じた。否定はしていけないと学んだ。
- ・ その子が頑張っていることで家庭が”一見きれいに見える”、”一見整った日常がある”とても強烈な言葉でした。そこを理解していくことの難しさを感じました。
- ・ 「違和感を持って欲しい」という言葉が心に残りました。一見整った日常こそ疑ってみる視点は、子ども大人全ての問題に通じる必要なものだと感じました。
- ・ ケアラーがかけられた言葉によって、その人には頑張っている自分を見せなければならなくなったという話を聞き、気をつけようと思った。
- ・ ヤングケアラーとして子ども時代を過ごすことは十分に遊ぶことや子供らしい生活を体験できないという面はあるものの、その分、強い家族の絆が生まれたり、思いやりや優しさを培えるという素晴らしい面もあり、必ずしも否定的にとらえるべきものでもないと感じました。
- ・ 子自身が、親の為家族のためと思い使命感でケアをしている。支援としては否定して欲しくない。家族のことも悪く言ってしまうが、客観的な視点から見るという所が参考になった。
- ・ 「母を否定されて悲しい気持ちになった」という発言に考えさせられるものがあった。当事者の気持ちや必要なサポートなど支援者にとっても参考になった。
- ・ 「助けて」の言葉を引き出せるような支援者の言葉かけが重要であることを感じた。
- ・ 「ヤングケアラー」の役割の世代間連鎖について、後の支援に役立てたいです。
- ・ 「頑張れ、親孝行だねと言われると相談できなくなる」という発言にはっとさせられた。
- ・ 「自分が家族を支えることで成り立っている」というお話が印象的だった。長期間そのようにして過ごしていたことを、別のサポートを受け入れるところまでもっていくのは難しいと感じた。話を聞いてくれる人の存在が必要であると感じた。
- ・ 先の見えない不安感という言葉がとても印象に残りました。
- ・ 当事者にとっては一時的なものではなくその後の人生までも影響することを知ることができたのは体験発表ゆえにできたことだと思います。
- ・ 介護以外に、精神面のサポートもヤングケアラーのうちに入ると知って、自覚のない子はやはり多いだろうなと思った。
- ・ ヤングケアラーだと自覚はなかった。他の人の話を聞いて、自分ももっと頑張れたと思うことが切なかった。客観的な状況の声掛けがよいこと、親等を否定する声掛けはNGなことが知れてよかった。

(6) 全体的な感想、意見等

主なものの抜粋。本旨を変えない範囲で改変しています。

- ・ 講義の中で、アンケートの「世話をしているために、やりたいけどできないこと」で、「特にない」が最も多いことが印象に残りました。困ったことが起きないように忙しくケアをしていて、自分自身のことを振り返っていないためではないかと思えました。ヤングケアラー自身の気持ちも表現できるように受け止めてくれる存在が必要だと感じました。
- ・ ヤングケアラーの自覚が2%という事実は、とても驚かされるものでした。一人の大人として、とても胸が苦しくなる思いでした。苦しんでいる子どもがいることを忘れずに、この研修で学んだことを、できることから取り組んでいきたいと思えます。
- ・ ヤングケアラーについて言葉は聞いたことがあるものの、何となく他人事のように思っていて、実際に自分の生活を犠牲にしている方が予想以上に沢山いることを知ることができました。正しい知識をより多くの人を知ること、周囲の気づきがヤングケアラーの方々の手助けになることを知り、一人でも多くの未来がある若者がもっと自分らしく育つことができたら良いと感じました。微力ながら自分もまだヤングケアラーについて知らない人がいたら話して広めていきたいと思えます。
- ・ ヤングケアラー問題は地域包括ケアシステムの一分野としても位置づけられないかと考えます。
- ・ コロナ禍にあっても、研修を受けることができてよかった。主催者側の工夫と講師の協力をありがたいと感じた。
- ・ ヤングケアラーの方を実際に抱えた側（担任の先生や支援した人等）の体験を聞いてみたいと思った。どういうふうに接していたのか、どんなことに苦戦したのか等。
- ・ これまで幼いきょうだいの面倒を見ている子は偉いと思って声をかけていたが、ケアラーなのかもしれないと感じました。そこがヤングケアラーの問題点なのだと気づくことができました。
- ・ 虐待等、様々な家庭支援に向け「社会全体がどう繋がるか」「社会全体の改善点」、当たり前だと思っている社会のどの部分にメスを入れていくことが最重要なのかを、学校、福祉、行政、医療等の壁をなくし、どう有益につなげることができるか一緒に考えたい。
- ・ 自分の時間を犠牲にして家事、介護をすることが素晴らしいという価値観だけでなく、自分のために使う時間の確保、保障が大事だという考えがヤングケアラーの言葉と共に一般に広まって欲しいと思った。
- ・ 言葉自体比較的新しいものなのかもしれないが、実態としては隠れて実はずっとあるものではないのかと思いました。教員は、日々自身の知識のアップデートが必要だが、他の先生にも知って欲しい内容だと思いましたが、いかに共有するかが課題と感じました。
- ・ 学校の視点として、他の子どもと同様に課題や宿題をする時間の確保など学びを保障するため個別に対応が必要であること、そのためにすべての学校関係者がヤングケアラーへの理解を深めていくことが必要であると感じました。
- ・ 病気をかかえる家族がいた時、家の中の問題について家族間でなんとかしなくてはという考えに陥りがちだが、家庭内だけで解決できないことを社会全体でフォローすることが、普通であるという認識になる社会にならなければ問題解決には繋がらないと思った。
- ・ もっとヤングケアラーについての勉強会を企画して欲しいです。
- ・ 国の形を変えて全面的に社会保障対策の充実に方針転換する、あらゆる面での格差拡大を縮小しなければ生活不安、社会不安は解決していかない。ソーシャルインクルージョンの理念推進が先かも。
- ・ 分かりやすく、とても聞き取りやすい講演で、周囲にも今日学んだことをしっかり伝えていきたいと思えました。また、体験発表を聞かせていただき、ヤングケアラーの方々に気づき、暖かく支援していくことができるようになりたいと感じました。貴重な機会をいただき、ありがとうございました。
- ・ 支援側の専門的な視点、当事者だから感じる思いの双方を学べて、とても参考になりました。専門性を主に視点をおきがちだが、当然ではあります当事者の思いに寄り添うことも専門性として重要であると、改めて深く考える研修でした。ぜひ、今後も当事者の体験発表があるとよいと思えます。

V まとめと考察（課題と今後の方向性）

ヤングケアラーを取り巻く問題は、家庭内のことであり、そのケアの内容や家族の状態が見えにくい。また、ヤングケアラーが家庭を支えることで、一見すると家庭内の問題は見られず、周囲が問題を認識することが難しいことも特徴である。そのため、ネグレクトや不登校などの何らかの課題が生じたことで要対協につながり、そこではじめてヤングケアラーとして認知されることも少なくない。しかし、要対協における支援は、児童虐待など緊急度の高い対応が優先されるため、ヤングケアラーへの支援が後回しになってしまうことが否めない状況である。

今回、平成30年度から令和2年度に厚生労働省研究事業として実施されたヤングケアラー実態調査をベースとして、本県の市町村要保護児童対策地域協議会における支援の状況について調査を行った。令和元年7月に厚生労働省から「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」が発出され、要対協を中心としたヤングケアラーの実態把握と支援への展開について示されたところであるが、要対協担当職員のヤングケアラーの概念理解は進んできているものの、具体的な取組までは進んでいない状況がうかがわれた。

ケアを要する家族への支援は、介護保険サービスや障がいサービス、医療など多岐にわたり、支援対象家庭の子どもの状況について把握しやすい立場にある。しかし、これらの支援者が、必ずしもヤングケアラーや子どもの権利擁護について熟知しているとは限らないことから、地域の支援者全体への研修等により理解を深めることが重要であり、支援家庭に子どもが含まれる場合には、子どもも含めた家族全体を包括的にアセスメントし、支援を展開する視点が求められる。また、個別支援だけではなく、従来の要対協の枠組みに加え、地域ケア会議、自立支援協議会など、各分野の地域支援のネットワークの枠を超えた重層的な支援も求められる。これらの取組により、仮に子ども自身の心身や生活状況に支障がない場合であっても、潜在的なヤングケアラーである可能性を想定し、子どもの状況に合わせた適切な支援が展開できるよう、家庭に関わる全ての関係者による早期発見と早期対応につなげていくことが必要である。

ヤングケアラー本人への支援については、ケア等の負担軽減を図る必要がある一方で、子どもが家族のお世話にやりがいや使命感を感じている場合もあることから、これまでのケアを肯定しながら、子ども自身がヤングケアラーについての理解を深めるような関わりを基本とし、子どもの意向を汲んだ支援の検討が第一である。子どもの心身の状況に大きな支障がみられる場合には、当然ながら児童虐待ケースとして対応すべき状況も想定されるが、子どもによってはケアを継続しながら学校生活やその後の自立に向けた進路選択を希望する場合もあることから、介入的な支援とともに、ヤングケアラーである子どもへの寄り添いの姿勢が求められることに留意する必要がある。また、孤立しがちなヤングケアラー同士の交流の場の設定や、子どもの身近なところで信頼できる大人が存在することにより、心理的負担の軽減や緊急時に家庭への介入ができるような体制を整備するため、前述の地域における重層的な支援の枠組みにおいて、ヤングケアラーである子どもへ主に関わる支援者と、家族のケアを行っている支援者との連携を密にすることにより、家族全体を包括的に支援しながらヤングケアラーを支えていくことが必要である。

資料編

1 調査票

2 アセスメントシート

「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」令和2年3月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（抜粋）

**岩手県 市町村要保護児童対策地域協議会における
ヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査**

市区町村名	
担当課室名	担当者職氏名
電話番号	メールアドレス

本来、大人がすと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども「ヤングケアラー」について、各市町村の状況についてお答えください。

貴地域協議会の活動状況や「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応についてお伺いします

問1 令和2年度の貴地域協議会におけるケース登録数は。

※登録件数については、既存調査報告があればそちらのコピーでも可。

※登録種別ごとのヤングケアラーの内訳がわからない場合は、要保護・要支援児童ケース登録数全体の中で「ヤングケアラー」と思われる子どもの総数だけでもお教えください。

	登録件数 (令和2年度)	うち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数 (令和2年度)
要保護児童ケース登録数	件	件
要支援児童ケース登録数	件	件
特定妊婦ケース登録数	件	件

問2 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。(あてはまるもの1つに○)

- 認識している
- 昨年までは認識していなかったが、認識するようになった
- 認識していない ⇒ **問6**

問3 問2で「1. 認識している」「2. 昨年までは認識していなかったが、認識するようになった」と回答された地域協議会にお伺いします。貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握していますか。(あてはまるもの1つに○)

- 把握している ⇒ **問4**△
- 「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない ⇒ **問5**△
- 該当する子どもがいない ⇒ **問6**△

問4 問3で「1. 把握している」と回答された地域協議会にお伺いします。貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態をどのように把握していますか。また、いつ確認をすることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

- アセスメントシートやチャットリストなどのツールを用いている
→ 確認を行う時期 ()
- 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
→ 確認を行う時期 ()
- 関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している
()
- その他 ()

問5 問3で「2. 「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答した地域協議会にお伺いします。その理由をお教えください。(あてはまるものすべてに○)

- 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つげにくい
- 虐待などに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
- 学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい
- 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
- 家族内のごとで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
- ケアマネやCW、学校の先生などに「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
- その他 ()

全ての要保護児童対策地域協議会にお伺いいたします

問6 貴地域協議会において、要保護(要支援)登録児童への対応方針の検討や進捗管理はどのように実施されていますか。

要保護(要支援)児童への具体的な対応方針の検討の場	要保護(要支援)児童への対応に関する進捗管理の場
<ol style="list-style-type: none"> 実務者会議で検討 個別ケース検討会議で検討 その他(具体的に) 	<ol style="list-style-type: none"> 実務者会議で管理 個別ケース検討会議で管理 その他(具体的に)

問7 貴地域協議会では、要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、下記のようなことについてどのように対応されていますか（対応することを決めていますか）。

<p>(1) 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）※ （あてはまるもの1つに○） ※ここでは進行管理の責任主体のことを指します</p>	<p>1. 他の要保護（要支援）児童と同じ対応 2. 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている →（具体的に） 3. その他（具体的に） 4. 特に決まっていない</p>
<p>(2) 「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）※ （あてはまるもの1つに○） ※ここでは必要な支援を主に行う機関のことを指します</p>	<p>1. 他の要保護（要支援）児童と同じ 2. 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている →（具体的に） 3. その他（具体的に） 4. 特に決まっていない</p>
<p>(3) 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫されていることがありますか。 （あてはまるもの1つに○）</p>	<p>1. ある →（具体的に） 2. 特にな 3. その他（具体的に）</p>
<p>(4) 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、医療機関（※）との連携で工夫されていることがありますか。 （あてはまるもの1つに○） ※ここでの医療機関とは、ケアの対象者が、医療的ケアが必要（精神疾患、依存症等）などで、ケア対象者自身が通っている医療機関のことを指し、子ども本人が通っている医療機関ではありません</p>	<p>1. ある →（具体的に） 2. 特にな 3. その他（具体的に）</p>
<p>(5) 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫されていることがありますか。 （あてはまるもの1つに○）</p>	<p>1. ある →（具体的に） 2. 特にな 3. その他（具体的に）</p>

貴地域協議会や自治体におけるヤングケアラーに対する取組についてお伺いします

問8 「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無にかかわらず、貴地域協議会を設置している市区町村で、ヤングケアラーに関する取組を行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。1～8を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的な内容をお答えください。また、実施されている取組のうち、特に今年度から実施されているものがあればお答えください。

<p>1. 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発 2. 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催 3. 教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査 4. 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化 5. 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施 6. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施 7. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供 8. その他（ ） 9. 特にしていない</p>

【選択肢 1～8を回答された方】

選択肢番号	具体的な内容

→ うち、今年度から実施している取組があれば、お教えください。

貴地域協議会におけるヤングケアラーの早期発見や支援などについてお伺いします

問9 貴地域協議会において、相談、通告のあった子どもや登録されている子どもが「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上で、課題に感じることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
2. 既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない
3. 既存のアセスメント項目では、日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない
4. 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
5. 虐待などに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
6. 家族内などで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい
7. ケアマネやCW、学校の先生など関係機関や団体の職員等において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
8. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
9. その他 ()

問10 貴地域協議会において、「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して支援をする際に、課題として考えられることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない
2. 家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない
3. 保護者が子どもへの支援に同意しない
4. 地域協議会の関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識が不足している
5. 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分
6. 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材が地域協議会にいない
7. 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい
8. その他 ()

問11 貴地域協議会において把握している「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況について、その概要について、いくつかの事例についてご紹介ください。

ケアを必要とする家族と必要とされるケアの内容 誰： 状態像：	ヤングケアラーの状況 (男・女 歳) (小・中・高・他 要対協の主訴；	支援の状況
事例 1	状況・課題： ヤングケアラーへの支援；	家族への支援； ヤングケアラーへの支援；

ケアを必要とする家族と必要とされるケアの内容 誰： 状態像：	ヤングケアラーの状況 (男・女 歳) (小・中・高・他 要対協の主訴；	支援の状況
事例 2	状況・課題： ヤングケアラーへの支援；	家族への支援； ヤングケアラーへの支援；

ケアを必要とする家族と必要とされるケアの内容 誰： 状態像：	ヤングケアラーの状況 (男・女 歳) (小・中・高・他 要対協の主訴；	支援の状況
事例 3	状況・課題： ヤングケアラーへの支援；	家族への支援； ヤングケアラーへの支援；

問12 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族の関係機関等に期待することは何ですか。自由に記載ください。

<学校に対して期待すること>

<ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること>

うち、保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラー等の支援）

うち、保健センターに対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話をしている

ヤングケアラー等の支援）

うち、ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の

支援）

うち、医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の

支援）

問13 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、今年度（令和3年度）に取り組む予定のものがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1～8を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的内容をわかる範囲でお教えください。

1. 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
2. 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
3. 教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査
4. 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
5. 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
6. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
7. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
8. その他（ ）
9. 現時点では、予定していない

【選択肢 1～8を回答された方】

選択肢番号	具体的内容

0. 子ども本人の基本情報

性別 男 女 その他 ())
 年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは

「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診でききていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりをする)	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口に出している	
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している	
<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた	
<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた	
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている)	
<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない	
<input type="checkbox"/> 虫歯が多い	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

②教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★	
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校 (部活含む) に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくる人が多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い	
<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかわりが薄い、ひとりであることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

③子どもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために (家庭の事情により) 就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために (家庭の事情により) アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける	
<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成 (同居している家族)	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい () 人	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 特になし	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障害がある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患 (疑い含む) がある	<input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/> その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 特になし	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援※	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳 (日本語・手話)	<input type="checkbox"/> その他 ()

①子どもがサポートしている相手	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい	<input type="checkbox"/> 家族全体
<input type="checkbox"/> その他 ()	
②子ども自身がサポートに費やしている時間	
1 日	時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か:
<input type="checkbox"/> いない	

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識している	
<input type="checkbox"/> 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている	→ 誰に:
<input type="checkbox"/> 話せていない	
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か:
<input type="checkbox"/> いない	
④子ども本人がどうしたいと思っているか (思い・希望)	

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます